○九州地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本市北区植木町滴水字十三部四四三番五から同市北区植木町滴水字十三部四四四八番七まで	前	八・一三～一五・五二メートル　〇・一三四キロメートル
	後	一五・〇〇～二〇・〇〇メートル　〇・一三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	熊本市北区植木町滴水字十三部四四三番五から同市北区植木町滴水字十三部四四四八番七まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十四日

○九州地方整備局告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十四日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　都城広域都市計画道路事業三・六・六十三号中央西通線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県都城市中町、牟田町及び大王町地内

使用の部分　宮崎県都城市牟田町及び大王町地内

人事異動

国土交通省

（大臣官房審議官）国土交通事務官　渡延　忠

厚生労働省に出向させる

（厚生労働省大臣官房地方課長）

厚生労働事務官　苧谷　秀信

国土交通事務官（大臣官房審議官）に昇任させる

（土地・建設産業局次長）国土交通事務官　塚本　和男

農林水産省に出向させる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　江口洋一郎

国土交通事務官（土地・建設産業局次長）に転任させる

（北海道開発局次長）国土交通事務官　永杉　伸彦

農林水産省に出向させる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　髙柳　充宏

国土交通事務官（北海道開発局次長）に転任させる（以上七月二日）

（関東運輸局企画観光部長）国土交通事務官　橋本　亮二

辞職を承認する（七月三日）

（海事局総務課国際企画調整室長）国土交通事務官　金子　正志

関東運輸局企画観光部長に転任させる

（海上保安庁交通部企画課長）海上保安官　金子　英幸

国土交通事務官（四国運輸局次長）に転任させる（以上七月四日）

（海上保安庁総務部国際・危機管理官）海上保安官　髙橋　一郎

国土交通事務官（大臣官房参事官）に転任させる

（大臣官房参事官）国土交通事務官　松本　勝利

海上保安庁に出向させる（以上七月八日）

（中部地方整備局静岡国道事務所長）国土交通技官　西村　徹

大臣官房付に転任させる

（総合政策局公共事業企画調整課長補佐）同　森川　博邦

中部地方整備局静岡国道事務所長に転任させる

（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　平岡　成哲

国土交通事務官（航空局航空ネットワーク部航空事業課長）に転任させる（以上七月十一日）

（中国地方整備局長）国土交通技官　戸田　和彦

辞職を承認する（各通）

（関東地方整備局東京港湾事務所長）同　福西　謙

（国土政策局離島振興課長）国土交通事務官　大野　淳

大臣官房付に配置換する

（内閣府大臣官房参事官）内閣府事務官　吉田　幸三

国土交通事務官（国土政策局離島振興課長）に転任させる（以上七月十五日）

（北海道開発局港湾空港部長）国土交通技官　栗田　悟

中国地方整備局長に昇任させる

（北海道局参事官）同　川合　紀章

北海道開発局港湾空港部長に転任させる

（北陸地方整備局港湾空港部長）同　長田　信

港湾局付に転任させる

（港湾局技術企画課建設企画室長）同　浅輪　宇充

北陸地方整備局港湾空港部長に転任させる

（港湾局海洋・環境課港湾環境政策室長）同　杉中　洋一

関東地方整備局東京港湾事務所長に転任させる

（関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長）同　神谷　昌文

九州地方整備局港湾空港部港湾空港企画官に転任させる

（関東地方整備局港湾空港部地域港湾空港調整官）同　奥田　健

関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長に転任させる

（東北地方整備局仙台河川国道事務所長）同　桜田　昌之

北海道局参事官に転任させる

（国土技術政策総合研究所企画部評価研究官）同　牧　哲史

東北地方整備局仙台河川国道事務所長に転任させる

（北海道開発局函館開発建設部長）同　高橋　敏彦

国土技術政策総合研究所企画部評価研究官に転任させる

（北海道開発局開発監理部開発調整課長）同　渋谷　元

北海道開発局函館開発建設部長に転任させる

（土地・建設産業局建設市場整備課長）国土交通事務官　榎本健太郎

厚生労働省に出向させる

（厚生労働省大臣官房総務課広報室長）厚生労働事務官　屋敷　次郎

国土交通事務官（土地・建設産業局建設市場整備課長）に昇任させる（以上七月十六日）